府令

○内閣府令第五十六号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、原子力規制委員会設置法の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

原子力規制委員会設置法の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第一条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表一（第二条関係）指定職の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等欄中「、原子力安全委員会の非常勤の委員」を削り、同表10級の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等欄中「、原子力安全委員会専門委員、原子力安全委員会原子炉安全専門審査会審査委員、原子力安全委員会核燃料安全専門審査会審査委員、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員」を削る。

別表三（第二条関係）特定指定職在職者に相当するもの欄中「原子力安全委員会の非常勤の委員」を削る。

（内閣府本府組織規則の一部改正）

第二条　内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「専門的事項」の下に「（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）」を加える。

（原子力安全委員会事務局組織規則の廃止）

第三条　原子力安全委員会事務局組織規則（平成十三年内閣府令第二号）は、廃止する。

附　則

この府令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○内閣府令第五十七号

死因究明等推進会議令（平成二十四年政令第二百三十七号）第三条の規定に基づき、死因究明等推進会議事務局組織規則を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

死因究明等推進会議事務局組織規則

1　死因究明等推進会議の事務局に、企画官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、死因究明等の推進に関する法律（平成二十四年法律第三十三号）の施行の日（平成二十四年九月二十一日）から施行する。

○内閣府令第五十八号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）の一部の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項（同法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）附則第三条第一項に規定する者であつて、その者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、同法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成二十四年内閣府、農林水産省、環境省令第一号）第三条の規定により交付を受けた書面（同令第一条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面

八　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成二十六年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面

別表第一中別記様式以外の部分を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

申請書に添え、又は提示する書類 ＼ 受けようとする許可等	法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可	イ 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (1) 法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）	イ (2) 法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第五号に該当する者	イ (3) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	イ (4) 法第五条の二第三項第三号又は第四号に該当する者	ロ 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者 (1) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	ロ (2) 法第五条の二第三項第三号又は第四号に該当する者	ハ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 (1) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	ハ (2) 法第五条の二第三項第三号又は第四号に該当する者
申請人の写真2枚								○	○
戸籍抄本及び住民票の写し								○	○
講習修了証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
合格証明書又は教習修了証明書				○			○	○	
技能講習修了証明書		○		○		○			○
許可証		○	○	○	○	○	○		
やむを得ない事情を明らかにした書類				○		○			○
使用実績報告書				○		○			○
経歴書		○	○	○	○	○	○	○	○